一　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十二条の規定による海上における警備行動、同法第八十四条の三第一項の規定による在外邦人等の保護措置及び同法第八十四条の四第一項の規定による在外邦人等の輸送	用する国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第六条第一項の規定により公務とみなされる国際連合の業務は、法附則第十二条の二に規定する財務省令で定める職務に該当するものとする。
二　派遣法第二条に規定する国際緊急援助活動	［号を加える。］
三　協力法第三条第五号に規定する国際平和協力業務	［号を加える。］
四　協力法第二十七条第一項の規定により派遣された自衛官として協力法第二十八条において準用する国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第六条第一項の規定により公務とみなされる国際連合の業務	［号を加える。］
五　重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第二号に規定する後方支援活動及び同項第三号に規定する捜索救助活動	［号を加える。］
六　重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第百四十五号）第二条に規定する船舶検査活動	［号を加える。］
七　海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第七条第二項第一号に規定する海賊対処行動	［号を加える。］
八　国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）第三条第一項第二号に規定する協力支援活動及び同項第三号に規定する捜索救助活動	［号を加える。］
九　前各号に掲げる職務に従事する職員の派遣が見込まれる区域において行う調整又は情報の収集	［号を加える。］
十　第三号に掲げる職務が実施される国において行われる輸送業務	［号を加える。］
十一　化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄に係る業務であつて人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）第五条第一項第三号⑵に規定する化学砲弾等による被害の危険がある区域内において行われるもの	［号を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に行われた契約の申込みの誘引又は契約の申込みに係るこの省令による改正前の国家公務員共済組合法施行規則第二十八条の二第一項第一号に規定する指名競争又は随意契約で施行日以後に締結されるものの契約書の作成の省略については、なお従前の例による。

2　この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則（以下この条において「改正後規則」という。）第百十一条の二第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に国家公務員共済組合法第四十条第十二項に規定する育児休業等（次項において「育児休業等」という。）に係る子が一歳（改正後規則第百十一条の二第五項において同条第二項の規定を準用する場合にあっては一歳六か月とする。）に達する組合員について適用する。

3　施行日前に育児休業等を開始した組合員であって、施行日において現に当該育児休業等をしているものについては、施行日を当該組合員が育児休業等を開始した日とみなして、改正後規則第百十一条の二の二の規定を適用する。

4　施行日前に国家公務員共済組合法第六十八条の五第一項に規定する育児時短勤務（以下この項において「育児時短勤務」という。）に相当する勤務を開始した組合員であって、施行日において現に当該勤務をしているものについては、施行日を当該組合員が育児時短勤務を開始した日とみなして、改正後規則第百十一条の四の規定を適用する。